

◎開会の宣告

(午前10時02分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、朝日地区センター長、明和地区センター長の欠席届がありました。

ただ今から、平成25年只見町議会7月会議を開会します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、11番、山岸フミ子君、1番、酒井右一君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長から行政諸報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 行政諸報告を申し上げます。

まず、只見町交通事故死者ゼロ一千日達成についてですが、平成25年6月15日の満了をもって交通事故死者ゼロ一千日を達成したことから、6月18日に南会津地方交通対策協議会長より表彰状の伝達が行われました。

次に、行方不明者の捜索についてであります。平成25年6月22日に南会津警察署へ行方不明者の連絡、その後、家族から消防団に捜索活動への出動依頼がなされたため捜索活

動に入りました。捜索場所は田子倉湖白戸川付近でございます。男性2名でありましたけれども、翌日、23日に県警への救助の協力を得まして、無事に2名の救出がなされたところでございます。

3番、防災訓練の実施についてであります。6月30日、午前7時半から12時まで、町内全域に亘って防災訓練を実施いたしました。訓練内容は水防本部初動対応訓練、情報収集・伝達訓練、住民避難訓練、河川巡視・土のう積み訓練、炊き出し訓練といった内容で執り行いましたが、参加者につきましては、計1,657名と大変大勢の方々に参加をいただきました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第63号 只見温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） それでは、議案第63号 只見温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

只見温泉保養センター設置条例（昭和48年只見町条例第39号）の一部を次のように改正する。題名中、温泉を削る。第1条中、温泉を削る。第2条を次のように改める。名称、位置とありまして、第2条、保養センターの名称、位置は次のとおりとする。名称が、只見保養センター ひとつぶろ まち湯。位置につきましては変更ございません。福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷下2508番地の8。それから、別表及び第2番目の段落、備考の部分でございますが、それらを次のように改めるといった内容でございます。

別表につきましては、入湯施設利用料が大人一人500円、小人一人200円。広間利用料が個室貸切利用で1室6畳500円。広間貸切利用が全室48畳、1万円。半室、24畳、5,000円。多目的室利用が小人一人200円。カラオケ機器一式の貸出が1回につき5,000円。それから備考におきましては、本表においての小人とは小学生以下、大人とは中

学生以上とすると。備考の2番目としまして、貸切利用は3時間以内の料金として、3時間を超える場合は1時間料金100円未満切捨てを加算するといった内容でございます。

この改正の内容につきまして、資料配付して説明をさせていただきたいと思いますので、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、資料の配付を許可します。

〔資料配付〕

○産業振興課長（馬場一義君） それでは、資料を配付させていただきましたので、引き続き説明をさせていただきます。

1ページ目に、左側に改正後、右側に改正前といったことで比較できる表になってございます。まず、題名中、温泉を削るという部分でございますけども、従来、只見温泉保養センターというふうになっておりました。これがあの、改修によりまして温泉の施設ではなくなるということがございまして温泉という表記を削ってございます。それから、第2条にまいりまして、名称の部分でございますが、こちらあの、従前、改正前につきましては位置というふうになっておりましたけども、今回、愛称の部分も付け加えるということがございまして、名称と位置と二つの表記になってございます。こちら温泉の表記はなく、只見保養センター ひとつぷろ まち湯ということでありまして、こちらの愛称につきましては、町内の観光関連の方々等で、愛称選考委員会といったものを組織をしまして決定いただいた名称がこちらのひとつぷろ まち湯といったような名称になってございます。それから、別表中の利用料につきましてですけども、入湯施設使用料、こちら金額の変更はございません。それから広間利用料ということで施設の広間の形状変わりましたので、新たな施設の形状に合わせて設定をしてございます。先ほどもご説明しましたけれども、6畳の部屋につきましては500円、大広間全室48畳では1万円、半分使う場合には、これ間仕切りがございまして、区切ることができますけども、その場合には5,000円ということでございます。それから調理室利用というのが従前にはございましたけれども、そういった用途では使わない予定になっておりますので、そういったところを削りまして、新たに改正後ということで、多目的室利用、こちら子供向けの遊具を設置をする部屋がございまして、これが新しく設置をされるということで新たな項目として設けたものでございます。それから、カラオケ機器一式の貸出料につきましては、従来と同額の5,000円といった内容になってございます。それから、一枚めくっていただきまして、備考の欄では備考の2番を追加してございます。貸切利用の場合は3時間以内の料金というのが原則になっておりまして、それを超

える場合には1時間料金を追加をすると、そういったような名称になってございます。それから、3ページ目に、広げていただきますと、A3版での保養センターの平面図がございませぬ。若干細かくて見難いかと思いますけれども、大まかな位置としては、お風呂の位置は変わってございませぬ。それから、先ほど、多目的施設利用ということで新たに設置をした部分でございませぬが、図面の左下のほうです。一番左側に機械室がございませぬして、右側に多目的室ということで、こちらに遊具を設置をして、子供の方に遊んでいただくようなスペースを設けてございませぬ。それから、大広間関係につきましても、図面の右側になります。一番右側のほうが大広間1、大広間2ということで、これ全て合わせて一つの空間として使うことも可能ですし、移動式の間仕切りがございませぬるので、その半分も使えると、そういったことで、先ほど大広間の二つ分の料金設定をさせていただいております。それから大広間1の左側のほうに客室1・2ということで6畳間の部屋がございませぬけども、こちらが個室利用といったことで、先ほど料金設定をいたしました一室500円といった料金設定を行う場所になっているものでございませぬ。

以上、議案第63号の議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） この広間利用料とか多目的室利用料とあるんですけども、入浴後に一時的に休憩したり、雑魚寝したりするようなスペースというのは基本的にないということなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 通常の休憩スペースというご質問ですけども、大広間、広間1・2とございませぬけども、通常は解放をいたしております。それを貸切状態で使われる場合の料金がこちらの料金といったことになっておりますので、貸切で使わないで皆さんで共有される場合にはこの料金はかかってこないと、そういったようなことになってございませぬ。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、石橋君。

○9番（石橋明日香君） ということは、ここの広間を貸し出しているときには入浴されている方は使えないということでしょうか。それとも貸切状態の時には入浴客も入湯されないようにするというようなことなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 例えば、大広間1・2を合わせて全体の貸切をされるという

ことになりますと、そのほかの客室1・2のほうの開放をさせていただく、プラス、テーブル・イス席もございますので、そちらをご利用いただくようになろうかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君） この温泉を、まあ1条、温泉というのを削るということなんですけれども、これはまあ、あの、条例に温泉ということを入れておいて、一般の湯も、温泉も出ないのを温泉ということで営業はできないというふうに理解しておるので、これはやむを得ないのかなというふうに思いますが、まあ、この保養センターについては、また6番議員はじまったのかという方もおられるかもわかりませんが、この保養センターについては、私、5回、一般質問をいたしました。前産業振興課長の頃から、そして今の馬場課長の頃までずっと続けてまいったところではありますが、そこで、町長にお聞きしますけれども、この温泉ということは、温泉で再開できれば一番良いわけでありましてけれども、温泉を掘削するには金もかかるし時間もかかると。そして今は一日も早く復旧して、そして多くの町民の方、また町外の方が、来られる方の利用も含めて早く再開できないのかなというようなことで質問をしてまいったわけでありまして。この、あそこの温泉については、昭和40数年の頃、時の菅家徳三郎町長が、議員が24名の頃、あそこに、牛のよだれほどしか出ないのを引いて、そして温泉として保養センターと名づけて今日まできたわけでありまして、災害によってやむを得ず、あそこを、まあ薬草湯に変えたらどうかというようなことで答申をいただいたのが、それに、その答申を重く受け止めて、町長が私に対しての、質問に対しての答弁がここにあります。ずっとこの4回の分が答弁書ありますけれども、私はこの薬草湯というのは、ここに、温泉を削って薬草湯に改めるということになれば、これはあの、薬草ということを入れれば、常時、薬草の湯にしなければならぬというようなこともあんだらうかもわかりませんが、この白湯で、新茶買って来たから、おい、来てみねえかと言って、お茶出すあなが白湯では困るわけだ。まあ、ただの沸かし湯ならば銭湯。銭湯というのは金払って湯さ入るといふ、公衆浴場でもいいはずだ。そこで、なんとかこの、去る、まあ去年ですね、答申をいただいて、そして得た内容を町長重く受け止めて、そして答弁されているわけですから、なんとかこの只見の、ならではの、薬草湯を、1週間に1回とか、まあスタートして、これでまずスタートして、それから町民の声があつて、そして町と指定管理者の話し合いの中で、まあ薬草湯をちょいちょいやるといふことにされるのかどうか。まあ私もこうした関係を聞きたいなと思つてはありましたけれども、この条例出てきたから、今、何言つてんだ

というような質問をしますけれども、やはりこの温泉を削るということは重大な中身であろうなど、であるので、私は総務委員会なり、経済委員会なりの、常任委員会に説明をしていただければ、その中で私は今までの経過なり、町長の答弁の内容についても質すことができたのかなというふうに思うわけだが、この温泉を削ることは私はそれはやむを得ないと思います。違反になりますので。条例で削除することは私はやむを得ないというふうに思います。そこで、この薬草湯を重く受け止めて、そして、当時の観光審議会の会長というか、座長をやられた、前区長、只見の目黒さんが言いやるには、やはり薬草湯は薬草を確保しなければならないと。今、只見は労働力、まあ人様だ、そして農地もたくさん空いていると。そして、薬草を栽培をして、そして地域の産業振興にも繋がるし、そして、なんぼか、老人会なり、婦人会の人達にも、小遣いにもなるし、只見の農地を借り上げて、そして薬草湯やるような話も当時されて、本当に薬草を期待しておったわけであります。その中で、私は議会の中で、一般質問の中で、薬草というのは、雪、降雪際に集めべと思ったってだめだから、春、早々、各地域の区長さん達に薬草の依頼をしてはどうかというような質問も2回いたしました。何聞いているんだかわかんねえようなあれで、何の音沙汰もなく、今回、ここが、条例に、温泉を削ると。削った後どうすんだと。薬草湯ということのを俺、入れてほしかったんだけど、薬草湯ということを入れれば、毎日、薬草湯を入れなきゃならんというふうに、なろうかなというふうに思うんで、そこで町長に聞きたいのは、今、私、とりとめない話をしましたけれども、薬草湯ということのを重く受け止めて、只見ならではというようなことも町長は答弁しておられます。そこで、町長は今後、一応スタートして、利用者の声を聞きながら、あるいは指定管理者との話し合いの中で、薬草湯を導入するような考えがあるのか、ないのか、そこをお聞きしたいと思います。私はどうしても薬草湯であれすっから、温泉は銭かかってだめだからというようなことを町民の皆様に申し上げてきたんだ。薬草湯もなければ、ただの沸かし湯、銭湯ではしょうねえんねえがというふうに、個人的に思うわけや。町長、どうだい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員これまで、いろいろと保養センターにつきましては一般質問を通してご提案をいただけてきました。で、まあ今般、条例の提案理由は先ほど産業課長が申し上げたとおりであります。まあ議員がおっしゃりたいのは、要は、温泉でなくなった以上、それを町民の方々にも、また、その他、観光、只見に来られる方の利用についても、魅力ある保養センターにしてほしいということだろうと思います。そういった趣旨は十分、議員と

考え方は同じでございます。それから、いろいろと、この条例の中での名前の、いうことにおける設置条例の中での薬草という冠をつけるか、つけないかということは、なかなか、今の段階でそういった取組みはなかなか、そういった形で提案できるのは容易でないことなのかなど。ただ趣旨がわかりますので、これから指定管理者、そして、今、議員がおっしゃったように、そういった、あとは地域農業なり、いろんな遊休農地なりが、これは、町直営でどこまで、これやると、云々等々ではありませんけれども、そういった地元住民の、議員の考え方も、また地元住民の期待や要望に応じて、魅力ある保養センターにする内容として薬草湯も当然大きな、魅力あるやり方でしょうし、且つまた、いろんなバリエーションといいますか、変化に飛んだ工夫をしながら、お客さんに喜んでもらえるような取組みも当然あつてしかるべきだろうというふうに思いますから、その辺はですね、柔軟にあの、指定管理者と相談しながら、住民や、おっしゃっていただいたような中身に沿って、喜んでもらえる保養センターにしてまいりたいというふうに思っております。いろんな時間の流れの中で取り組めることは相談しながら、どうだろうということを管理者といろいろ、指定管理者となる方々と提案したり、相談したり、協議をしたりして、行政としても応援できることは応援していきたいと思えますし、そういった判断と経営感覚なり、魅力ある管理・運営等々は単に指定管理者の主体性に任せながらも、そういった今、議員がおっしゃったような要望はちゃんと伝えながら、きちんと運営をしていただきたいというふうに、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、鈴木征君。

○6番（鈴木 征君） 町長の答弁でわかりましたけれども、やっぱり、保養センターには地元の人とは相当期待もしているし、一日も早く再開をしてもらいたいという願いは強い。そして、町外から200人あるいは300人の方々が町内に来て泊まっている旅館・民宿あたりからも、保養センターあたり利用できないのか、飲み食いできる場所がないのか、というような話も多く聞いてきましたので、私は保養センターについてはしつこく、何回か質問してまいった。町長、答弁されたように、やはりこの薬草湯というのは、地域の、只見ならではのことでありますので、喜んで入ってもらえるような保養センターにすることに、ひとつ力を注いでいただきたいなというふうに思います。担当課長も、ひとつその辺、今、町長答弁されたことをよく、どこかの隅っこさ置いて、私が言っていることも、これらは町民の声だから、私の保養センターであるから言ってるあんでも、ないから言ってるあんでもなくて、町の保養センターの、保養という名前を、とても良いんねえがというふうに私は思うんです。

本当にあの、菅家町長が、地域の保養の場として、町民多く利用するように造られたのを、今ここでばっさり削ってだ、銭湯というか、公衆浴場になるわけだから、飲み食いの場ばかりでなくて、やっぱり、本当に一人でも多く利用できるように、ひとつ、担当課長も、頭の隅っこさ置いて、努力していただきたいなというふうに申し上げて私の質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） おっしゃいましたとおり、従来、温泉であったものが、温泉が取れてしまうということで、単純な銭湯なのかということで、やはり魅力も半減をしてしまうと、そういったご指摘のとおりだと思っております。先ほどの薬湯など含めまして、今回、新たにサウナ等も設置もしましたけれども、いろいろな方々のご意見を聞きながら、お風呂に入ることが魅力的な、そういったような施設になるように、これから指定管理者の方と意見交換をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

7番、新國秀一君。

○7番（新國秀一君） 指定管理者の管理を行わせる期間が、25年の9月1日となっておりますが、工事の進捗状況とその期間が被るようなことはないんですか。進捗状況はどの程度、予定通りいきそうなんですか。そこら辺をお聞きいたします。

63号か、今。

失礼しました。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

○7番（新國秀一君） はい、結構です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 利用料金制を取られるという前提でひとつお伺いをいたしますけども、まあこの条例が決まれば、この条例の範囲内で、いわゆる管理者が、実際、現場で運用できる料金を町長の承認を得て決めていくというのがルールだと思います。で、例えばこの料金で条例が決まったらすればですね、ここにありますように、個室の貸切料金500円、これはたぶん一人500円ではない表記だと思っておりますが、例えば一般的に、グループ3・4の方がお風呂入ったり、食事をしたり、ちょっと個室で休みたいんだというような場合に、まあ約3時間500円というのはちょっと安いのではないかと。というのは、交流促進センターあたりだと、大体、3,000円とか3,500円とかいただいて、たぶんおられ

ると思います。で、まあ、仮にですね、500円で決まれば、これよりは安くはできても高くはできないというのがもう縛りになってしまう。もうちょっと現場が実態に合うような運用ができるように、もうちょっとここに料金の幅を持たせるべきではないかというふうに思ったことが1点あります。

もう一つは、カラオケの貸出料5,000円。これはやはり条例で決めなきゃならないものなんでしょうか。たぶん、交流促進センターは決めてないはずであります。それは、いわゆるその、本体に付帯する、これ備品でありますから、実際に営業を始めればですね、いわゆるカラオケとか、その他、利用料金を決めなくてはならないものが、たぶん、いくつか出てくるはずなんです。ですから、交流促進センターの条例なんかを見ますと、いわゆるこの部分はその他ということで、予め管理者は町長の承認を得て決めるというようにもう括っております。ですから、あくまでも本体、いわゆる保養センターであれば、入湯料金、または各部屋の利用料、この二つを条例で決めればですね、私はいいと思うんです。まあ細かなことではありますが、実際運用、いわゆる現場が運営始まった時に、ある程度、条例と実際の、いわゆる差がありすぎてはですね、現場大変だと思うんですよ。そういった意味から、二つ質問をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） まず、二つご質問いただいたうちの1点でありますけども、個室の貸切利用料、一室6畳で、3時間で500円ということで、安価ではないかというご指摘をいただきました。これにつきましても、料金設定について、内部でもいろいろ議論をした結果がございます。その中で個室500円ということで、その近隣の中では例えばその、御蔵入交流館の同程度のお部屋で、1時間あたり200円といったような設定もございまして、極端に安いというような設定でもないのではないかという部分と、なるべく利用しやすい料金設定というものを検討した結果、今回この一室500円という設定で提案をさせていただきましたので、ご理解をいただければと、そのように考えております。

それから、カラオケ機器一式の貸出料ということで、条例になくてもよろしいのではないかというご指摘でございました。これにつきまして、従前の只見温泉保養センターの条例の中にも入っております、同金額で、カラオケにつきましては同じ料金設定をしてという部分を明確に表現をするということで、今回もその条例の中にカラオケ機器の一式の使用料ということで設定をさせていただいたところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） まあカラオケについては5,000円という定めを決めておけば、その範囲内で町長の承認を得て、管理者が決めていくということでもありますから、まあこれはいいにしても、例えばその、利用料金制を取るということは、いわゆる、いくらでも、一生懸命仕事をして、収入を得て、売上を伸ばすと、そこにインセンティブがあるわけでありませう。ですから、前回、河井継之助記念館の利用料金の改正条例がございました。この背景には、たしか現場が一生懸命やるんだけど、やってもやっても、この料金しか入らないんだということが背景にあったんだというふうに私は理解をしております。ですから、これで、とりあえずスタートをしてみてもいいかと思っておりますけども、やはり今考えられること、これは事前にやはり、直すべきではないかと私は思います。で、まあ、なるだけ、冒頭申しましたように、運営してみて、実際の料金、又は条例、そこにある程度、整合がないとですね、この意味がないと思うんですよ。その辺からもう一度、この500円に関してご答弁をいただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 個室利用料金につきましてですけども、冒頭ございました河井記念館の子供料金の見直しにつきましては、当初設定をした金額に比べて、その後、館内の展示等を充実してきたといったようなことがございまして、館内のその価値に対しての入館料が安いのではないかと、そういったようなご意見があつて、子供料金の見直しをしたと、そういったような経過になってございます。

それからあの、この500円の設定でありますけども、高く設定をするということで、その幅の中でというよりは、今回その、例えばこれを1,000円、2,000円として、実際には500円というわかりにくい形よりは、なるべく利用していただきたいといったような、その利用者のことを考えた上でその、一室500円という形でなるべく利用していただいて、長時間くつろいでいただく、そういったような環境をつくることによって、飲食関係のほうの売上にも結び付けてまいりたいと、そういったこともございまして、今回この500円という設定にさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 最後でありますけども、いわゆるその指定、利用料金制を取られるということは、当然、民間に委託をして利用料金制を取られるということは、さっき申しましたように、そこにやはり利益を生むというのが裏にはあるわけでありませう。例えば、こういったグループがいくつかあつて、満席、いわゆる部屋が埋まってしまった。で、半日貸して売上、

上がるのが1,000円だと。しかし、それによって、従業員を一人多く増やさなきゃならない場合だってあるわけでありまして。当然これ、企業となればそういったところを考えるわけでありまして。そういったことも十分私は配慮すべきだということを申し上げて終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ個室貸切利用料金のお話ですが、これはあの、単独その、個室の貸切料金によっての営業収入を図るということばかりでなくて、こういった形の個室利用の料金設定の流れの中で、先ほど課長も申し上げたように、その場の貸切の中でゆったりと、また家族及び、又は友人同士のグループで、飲食を含めながら時間を過ごしやすい形態をとる。このこと自体もまたある面では、売上等々にも寄与する考え方ではないのかなというふうに思っておりますし、また先ほど申し上げたように、大広間のほうが、宴会なり、何なりで占められているような時に、湯上りの休憩室としても、勿論、使っていれば別ですけども、使っていない場合における安価な料金であったり、それはたぶん入浴すれば料金は無料になるとは思いますけれども、まあいろんな意味で、ひとつの、そういった意味でのですね、営業努力というのが、部屋の利用料の低減化の中でのその他の物件のご利用にいただける形の営業展開というものもあるんだと、そういったことを検討されて決定された料金だというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） まあ趣旨は、今、5番議員が申された中身と私も同じでございます。今、課長から、町長から、答弁されましたが、やはりあの、なんていいますか、今回、サウナが増えたと。これはやはり経費的にみても、私は相当な、受けた人にとっては大変な負担になる。そうした中でですね、やはり我々、私、ぱっとみて、やはりこの、500円という数字、そして3時間予約できると。で、課長がどこかの施設の例を取り上げて説明されましたが、やはり、私はあの、まあ、ここにいる皆さんが、ある程度の合意ができれば、私はこの際、これを、少なくとも、1,500円程度に、私はやはりあの、直してから、管理者にお願いするというのが、全体のバランス感覚からいっても、私は必要だというふうに思います。まあ湯ら里の経験者が二人、質問して大変申し訳ないとは思いますが、やはり、経営する側にとっては、おそらくや、この金額というのは、疑問になるというふうに思うんですが、再度、検討される余地は、そんな考え方はないでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議させていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時02分

○議長（齋藤邦夫君） **それでは**、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号と議案第64号の撤回について

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） ただ今、ご審議賜っております議案第63号の広間の利用料という件に関しまして、個室貸切利用料の案につきましては、議員の提案いただきました、そういった趣旨を踏まえまして、改めて後日、再提案をさせていただきたいというふうに思います。

併せまして、議案第64号も関連しておりますので、今回これも撤回させていただいて、後日、この2案につきまして提案させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、お諮りいたします。

1番。

○1番（酒井右一君） 要するに、この議案は撤回をされるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今回は、この場で撤回させていただいて、改めて後日、提案させていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 撤回ということですが、これに、**了承する**にご異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第4を繰り上げまして、第3といたしまして、議案第64号 只見町公の施設における指定管理者の指定について、これ撤回ですな。

日程第5、議案第65号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第65号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

次のとおり工事請負契約を変更する。1、契約の目的、保養センター改修工事（建築・機械設備）。2、契約の相手方、只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信。3番、変更内容、（1）請負金額、変更前1億4,794万5,000円。変更後、1億5,251万1,450円。こういった内容でございます。これは保養センターの改修工事の建築・機械設備分の工事につきまして、工事請負契約の増額を議決をいただきたいと、そういう内容になってございます。まず請負金額の変更でございますが、変更前、変更後で、その差額が456万6,450円の増額になってございます。その中で大きく二つに分けて、一つは設計の変更によるものが203万5,950円の増額。それからもう一つ、インフレスライド、これ、物価の上昇によるものですが、インフレスライドによるものが253万500円。この二つ合わせまして先ほどの456万6,450円の増額と、そういった金額になってございます。それから、設計の主な変更点でございますけれども、火災時の安全性を高めるために、防火区画、これを増設をしたということによりまして増となってございます。この防火区画と申しますのは、大規模の特殊建築物におきまして、火災発生時に火災を局所的に止めるために、一定の面積ごとに耐火構造の壁などで区画を区切ると、そういったものになってございます。それから、天井の点検溝、こういったもの、館内いくつかございますけれども、既設の点検溝の利用を予定しておりますけれども、工事に入ってみましたところ、老朽化をしているということで、長くもたないということで、今回、新設に変更をいたしております。それから、天井内の配管設備、配管関係、こちらにつきましても既設の設備を利用予定でございましたけれども、工事の進捗の中で撤去をしないと施工困難な部分が相当出てきたということで、撤去をして新設に

変更をしたと、こういった内容が主なその設計変更といったものになってございます。それから、大きな変更要因のインフレスライドでございますけども、これらはあの、労務単価の引き上げがございまして、急激なインフレ、物価の上昇でございますけども、生じまして、請負代金が著しく不当となった場合、不相当となった場合に、町の工事請負契約約款、これに基づきまして金額の変更ができる、そういったような措置になってございます。ちなみにあの、工期につきましては8月30日と、までとなっておりますのでございます。

以上、この工事請負契約の変更について説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君）　今、内容、説明していただきました。この変更、金額450何がし万の増加分で、防火区画の増設とか、天井の配管の新設等々ありますが、工期は、今最後に課長が言われました8月31日となっております。今日、今、撤回された議案で、その一つ戻った中で、指定管理者で9月1日からとなっておりますが、まあ一応わかっているとは思いますが、8月31日までぎりぎりかかって、9月1日のオープンというのは、これは現実的に不可能だと思いますが、こういうふうに、金額も増設になり、やり直しの部分があって、この日にち的な部分、それから、そのオープンに向けて指定管理者が言われる部分等々、準備期間あると思いますが、その辺のところはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君）　期間的なものについてのご質問でございますけども、契約の工期としては先ほど申し上げましたとおり、8月30日までとなっております。ただ、建物ができて、何の準備もなく、再開ができるというわけでもございませんので、指定管理候補者の方とは事前に意見交換を行っておりまして、最低でも2週間の準備期間は必要というようなことで、それを施工業者さんのほうにも伝えまして、なるべく早期に工事のほうは完了していただくようお願いを進めている段階でございます。先週時点での進捗状況としましては、まあ2週間程度の期間を、工期の前に現場が終わると、そういったような行程を組んでいただきまして、概ね、そういった行程に沿って今、現場のほうが進んでおりますので、準備期間のほうも取れるであろうと、そういったような予定になってございます。尚、事前にあの、指定管理候補者の方にも現場のほうの確認を、下見という形でしていただきながら、

なるべくその、オープンに向けた準備期間、それが不足をしないように、工事が終わってきちんと再開ができるように、そういった準備を施工業者の方、それから指定管理候補者の方、両方にそういった日程をよくご理解いただいて、**只今**準備を進めている段階でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第65号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第66号の条例、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第66号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第66号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいものです。1、契約の目的、只見統合簡易水道黒谷地区配水池築造工。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億2,810万円。4、契約の相手方、只見町大字檜戸字二本柳1437-1、大正工業株式会社代表取締役、三瓶吉夫でございます。

内容といたしましては、平成22年度より行っております、旧名で申しますと黒谷簡易水

道地域でございます。統合になりましたので、黒谷地区というふうに名称が変わっております。この事業計画につきましては、23年度にポンプ施設をできております。本年度、配水池の築造、700トンの配水池を設置するものでございます。この地区におきましては、従来、ポンプ、直送方式をとっておりました。停電等や故障になりますと、安定的な水の供給ができない。また、医療施設、教育施設等が増えましたことにより、より一層の安定的な水道水の供給をするのが目的でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） 今の説明の中で、工期がちょっと、聞いて、聞き漏らしなのか、何なのか、わかりませんでした。どのような工期になっておりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 工期につきましては、年度内というふうに、3月の末というふうに設定をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、大塚純一郎君。

○8番（大塚純一郎君） そうすると今の直送システムで、ポンプ直送ですか、でやっていたやつが、今年度中にこの配水池のこの設置が完了して、来年度はその方法で給水されるというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） この事業の中には、今後の事業の中には、石綿管の改良というものも入っておりますので、その部分の改良も含め、今後含みますので、その兼ね合いもございまして、ちょっと、今の、につきましては、一日も早くはやりたいというふうに考えておりますが、事業の進捗状況を図りながら進めてまいります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第67号 財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付いたします。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、議案第67号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 議案第67号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

次のとおり財産を購入させていただきたいものであります。1、名称・数量であります。消防ポンプ自動車一式。契約の方法、指名競争入札。購入金額、1,911万円。4番としまして、購入の相手方、会津若松市材木町一丁目10番22号、株式会社ホシノ、代表取締役、五十嵐要介であります。

このポンプ自動車であります。明和地区に配備をさせていただいております消防ポンプ自動車、平成3年度の導入で22年経過をいたしました。今般、電源立地地域対策交付金を活用させていただきまして更新をさせていただきたいものであります。22年経過をいたしまして、修繕等の対応も非常に困難になってまいりました。供給部品もない中で対応してまいりましたが、限界ということで今回お願いをさせていただくものであります。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

採決をいたします。

議案第67号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前 11 時 20 分）

